

介護保険住宅改修費支給申請について

介護保険住宅改修費の運用方法を令和4年4月1日より一部変更します。

主な変更点

- ・事前申請の際、介護保険住宅改修事前申請書(新様式)の提出をお願いします。
- ・工事着工の承認は、事前申請書(添付書類等含む)提出の数日後(おおむね5日以内)になります。
- ・工事完了後の事後申請の際、住宅改修費支給申請書(様式一部変更)の提出をお願いします。

1. 手続きの流れ

- 1 改修についてケアマネージャー等に相談
- 2 複数の施工業者から見積もりを依頼、施工業者を選定
- 3 市に事前申請
- 4 審査を行い、工事着工承認(事前申請より数日後、市から、申請者または事業者等に連絡します。)
- 5 工事内容に変更が生じたり工事を取り消す場合、市に変更・取消申請
- 6 工事着工
- 7 事後申請(支給申請)
- 8 支給決定

2. 事前申請に必要な書類

- 1 介護保険住宅改修事前申請書(新様式)
- 2 見積書及び工事内訳書(材料費、施工費、諸経費等が区分されたもの)
- 3 住宅改修が必要な理由書(基本的に被保険者の居宅サービス計画または介護予防サービス計画を作成する介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員が記載したもの)
- 4 住宅改修予定の状態が確認できる写真及び図面等(改修箇所ごとの改修前の写真で撮影日が入ったもの、及び改修後の予定の状態を簡単な図等で示したもの)
- 5 住宅の所有者の承諾書(住宅の所有者が利用者と異なる場合に必要)

【受領委任払いの場合】

- 6 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費受領委任払い承認申請書兼支給申請書(様式第1号)
- 7 介護保険住宅改修費受領委任払いに関する委任状(様式第2号)

3. 工事完了後に必要な書類

- 1 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書(一部変更)
- 2 領収証(自己負担のもの)
- 3 工事内訳書(支給対象部分及び利用者負担額、保険請求額が分かるよう記載したもので、着工前に提出した工事内訳書と同一である場合は、提出の必要はありません。)
- 4 完成後の状態が分かる写真(改修箇所ごとの改修後の写真で、撮影日がわかるもの)

【受領委任払いの場合】

- 5 介護保険住宅改修費(受領委任払い)請求書(様式第4号:保険対象となる7~9割分の請求額を記載したもの)

4. 工事変更・取消時に必要な書類

- 1 介護保険住宅改修(変更・取消)申請書
- 2 変更後の見積書及び工事内訳書(材料費、施工費、諸経費等が区分されたもの)
- 3 改修前の状態が確認できる写真及び図面等(変更箇所の写真で撮影日が入ったもの、及び改修後の予定の状態を簡単な図等で示したもの)

5. その他

- ・住民票上の住所(介護保険被保険者証の住所)が対象となります。
- ・新築や増改築の場合は対象外となります。
- ・入院中、入所中の場合は、工事完了後の申請はできません。
- ・工事は着工承認後に、着工してください。

審査結果の連絡は、スムーズな着工が可能となるよう、通知文書の郵送ではなく、電話での連絡を原則とさせていただきますが、着工承認には数日を要することから、余裕を持った着工スケジュールを予定してください。

介護保険重役改修費支給申請の注意事項

申請時の円滑な承認審査のため、下記の点に注意して申請手続きを行っていただくようご協力をお願いします。

添付写真

- ・工事箇所の全容がわかる構図で撮影してください。
- ・日付入りで撮影または日付を明記したボードを写し込んで撮影してください。
- ・段差を理由とする場合は、スケールを当てて撮影してください。
またぎの場合は両側必要（例）・浴槽の外・内側
・段差のある敷居の両側
- ・廊下の嵩上げ等の場合、段差解消部分を撮影した写真と廊下全体(張り替えた全体)の写真も撮影してください。
- ・それぞれの部材がわかるように撮影してください。
- ・ブラケットなどの個数が確認できるように撮影してください。

平面図

- ・施工箇所を明示してください。
- ・手すりの長さ、段差の寸法等、工事内容を明記してください。（”何”を”どうする”がわかるように）
- ・理由書との整合性、被保険者の生活動線がわかるように作成してください。
- ・段差解消の場合、施工前後の段差を図面に表記し、段差がどう解消するのか示してください。

見積書、内訳書

- ・見積書のあて先は被保険者(フルネーム)をお願いします。
- ・部材のメーカー、品番、定価を明記してください。(カタログ等添付)
- ・カタログ等の資料がないオーダー品の場合は、材料や仕様、寸法を明記した詳細図等を添付してください。
- ・工事対象となる箇所の写真や図の番号と整合性がとれるよう作成してください。

入院中の申請

- ・被保険者が入院中の住宅改修申請は、原則認められません。
ただし、退院後に在宅に戻る予定があり、あらかじめ改修をしておく必要がある場合は、入院中においても、事前申請を行えますが、次の点に注意してください。
事前申請書の確認事項欄に、必ず入院先や退院予定日を明記してください。
申請内容については、市で審査を行い、承認後の着工は可能ですが、事後の申請は退院後行ってください。（退院しないこととなった場合、事後申請はできません。）